



Title	2002年のロシア連邦国籍法
Author(s)	奥田, 安弘; 佐藤, 守男
Citation	北大法学論集, 55(1): 290-270
Issue Date	2004-05-06
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15277
Type	bulletin
File Information	55(1)_p290-270.pdf



[Instructions for use](#)

2002年のロシア連邦国籍法

奥田安弘
佐藤守男

本稿で訳出するのは、2002年5月31日の連邦的法律第62-FZ号として制定公布された「ロシア連邦国籍の件 [О гражданстве Российской Федерации]」（以下では「新法」という）である。原文は、「ロシア新聞 [Российская газета]」のウェブサイトによった¹。

本法以前には、ソ連邦崩壊直後の1991年11月28日に制定公布された「ロシア連邦国籍の件」（以下では「旧法」という）が施行されていたが、この旧法は、とくにソ連邦崩壊を反映した規定を置いていた。ひとつは、旧法の施行日にロシア連邦領域内に常住していた旧ソ連邦国民などをロシア連邦国民として承認する第13条であり、もうひとつは、ロシア連邦外の共和国に取り残された民族的なロシア人を念頭に置いて、父母またはその他の直系尊属がロシア連邦国民である者などを登録のみでロシア連邦国民とする第18条である²。

1 <http://www.rg.ru/oficial/doc/federal_zak/62-fz.shtml>. 「ロシア新聞」とは、ロシア連邦の法律、大統領令など様々な公的文書を掲載する官報である。<<http://www.nisso.net/periodic/2001teikan/02DAIHYO.htm>> 参照。これらのウェブサイトは、深川弘美さん（北海道総合研究調査会の非常勤職員）からご教示頂いた。

² 旧法のドイツ語訳として、Bergmann/Ferid/Henrich, Internationales Ehe- und Kindschaftsrecht, 141. Lieferung, 2001, Russische Föderation, S. 15 ff. 参照。

これに対して、新法は、国籍の承認および登録に関する規定を削除し、従来からの国籍の許可を2種類に分けた。すなわち、一般的手続によるロシア連邦国籍の許可に関する第13条、および簡易手続によるロシア連邦国籍の許可に関する第14条である。ただし、国籍の許可に関する旧法の第19条とは異なり、新法では、原則として生計条件、重国籍防止条件、ロシア語の能力条件などを具備することが明文で求められている。

法案の審議では、これらの点において、新法がいわゆる「残留ロシア人」を切り捨てるものであり、また将来の労働力不足に備えた外国人労働者の受入を困難にするものであると批判された。しかし、大統領府の側は、とくに残留ロシア人について、すでに10年間の国籍登録制度によって十分に救済され、また新法でも、旧ソ連邦国民には簡易手続による国籍の許可が認められていると反論した。そして、結局のところ、旧法を全面改正した新法が制定公布され、2002年7月1日から施行されたのである³。

本稿では、もちろん原文に忠実に翻訳することを心がけたが、同時に日本の法令の体裁を参考にしたり、日本語としての読みやすさに配慮したため、必ずしも原文どおりではない箇所がある。しかし、これらは、決して原文の意味を損なうものではない。以下では、翻訳の方針および訳注を記しておく。

1. 原文において、「国籍問題 [вопросы гражданства]」および「国籍に関する事項 [дела о гражданстве]」となっている箇所は、すべて単に「国籍」とした。たとえば、条文や章の見出しに限っても、第4条・

³ 以上の制定経緯については、土岐康子「短信：ロシア—国籍法全面改正」外国の立法213号199頁以下参照。さらに「2002年5月31日のロシア連邦の連邦的法律第62—FZ号『ロシア連邦国籍の件』の解説」http://www.akdi.ru/pravo/news/kom_grasd.htmも参照。なお、残留ロシア人の法的地位について、ロシアは、すでにソ連邦崩壊前の1990年から、他の共和国との間で二国間条約を締結し続けてきた。これらの条約の邦訳として、奥田安弘＝伊藤知義＝佐藤守男「ソ連邦崩壊後の国籍および外人法に関する二国間条約」北大法学論集51巻1号319～344頁参照。

第4章・第22条・第23条・第6章・第28条・第7章・第32条・第33条・第35条・第36条・第38条・第8章・第39条・第40条・第43条がこれに該当する。

2. 基本概念に関する第3条のうち、他国籍・重国籍・外国人の定義について、原文が「外国国家の国籍(臣民籍)[гражданство(подданство)]」となっている箇所があるが、これらも単に「外国国家の国籍」とした。

3. 在外ロシア連邦国民の保護に関する第7条2項にいう「連邦憲法的法律[федеральные конституционные законы]」とは、「連邦的法律[федеральные законы]」よりも上位にあるが、「ロシア連邦憲法[Конституция Российской Федерации]」よりも下位にある法律を意味する⁴。

4. 「片親[единственный родитель]」という原語(12条1項a)、14条2項b)、19条3項、24条1項・2項)は、訳文では「父子関係が確認されていない子の母」とした。なぜなら、1995年のロシア連邦家族法第48条4項・5項、第49条、第50条によれば、婚姻関係にない父母から生まれた子の父子関係は、父母の共同の申立または裁判により確認されることになっているので⁵、非嫡出父子関係の成立について、ロシア法は、日本法と同様に認知主義を採用しており、認知がなされていない子の父は法律上存在しないと解されるからである。

5. ロシア連邦国籍と婚姻に関する第8条2項、および養子縁組に伴う子の国籍に関する第26条において、原文が「養子縁組(養女)[усыновление(удочерение)]」となっている箇所は、単に「養子縁組」とした。

最後に、翻訳の手順および訳者2名の役割分担を記しておく。新法の翻訳としては、すでに『ロシア月報』に掲載されたものがあり⁶、本稿

⁴ 竹森正孝=樹神成「ロシア法の調べ方」『社会主義法のうごき別冊：ロシア法・ポーランド法・中国法の調べ方』(1997年・ナウカ)12頁参照。

⁵ 森下敏男「邦訳：ロシア連邦新家族法典(1995年)」神戸法学雑誌46巻2号330頁以下参照。

⁶ 「ロシア連邦国籍に関する連邦法(ロシア連邦国籍法)(全文)」ロシア月報708号1～21頁。全く同じ内容の訳文は、ロシア政策動向421号17～30頁にも掲載されている。

の作成に際しても、これを参照した。しかし、佐藤が原文と照合したところ、明らかな誤訳および不適切な訳が多数見つかったため、これを添削し、さらに奥田が日本の法令にならって用語を整えた。続いて、奥田・佐藤の両名が意見交換をしながら、逐条的に訳語を検討し、訳文を完成させた。旧法との比較および新法成立の経緯などについては、佐藤がロシア語の解説を読み、奥田が旧法のドイツ語訳およびその他の日本語文献を調査したうえで、奥田が執筆した。ただし、本稿は、共同研究の成果であるから、その全体について、奥田・佐藤の両名が連帯責任を負うものである。

[訳文]

ロシア連邦の連邦的法律
2002年5月31日第62-FZ号
ロシア連邦国籍の件

2002年4月19日 下院採択

2002年5月15日 上院承認

第1章 総則

第1条 この連邦的法律の規律対象

この連邦的法律は、ロシア連邦国籍の諸原則およびロシア連邦国籍を規律する規則を定め、ロシア連邦国籍の取得および喪失の原因、要件ならびに手続を定めるものである。

第2条 ロシア連邦国籍に関する法令

ロシア連邦国籍を規律するのは、ロシア連邦憲法、ロシア連邦の締結した国際条約、この連邦的法律、ならびにこれらの憲法、条約および連邦的法律にもとづき採択されたロシア連邦の他の規範的法的文書である。

第3条 基本概念

この連邦的法律では、以下の基本概念を用いる。

ロシア連邦国籍とは、ロシア連邦と個人の安定的法的関係を意味し、両者の権利義務の総体をいう。

他国籍とは、外国国家の国籍をいう。

重国籍とは、ロシア連邦の国民に外国国家の国籍があることをいう。

外国人とは、ロシア連邦の国民でなく、かつ外国国家の国籍を有する者をいう。

無国籍者とは、ロシア連邦の国民でなく、かつ外国国家の国籍を有する証拠がない者をいう。

子とは、18歳未満の者をいう。

居住とは、個人がロシア連邦の領域内またはその領域外に合法的に居住することをいう。

ロシア連邦の領域とは、この連邦的法律によるロシア連邦国籍の取得または喪失の原因が生じた当時において、ロシア連邦が有する領域、またはロシア・ソビエト連邦社会主義共和国が有した領域をいう。

ロシア連邦国籍の取得または喪失の一般的手続とは、この連邦的法律に定められた一般的要件を満たす者の国籍を審査し、ロシア連邦大統領が決定を下すための手続をいう。

ロシア連邦国籍の取得または喪失の簡易手続とは、この連邦的法律に定められた特別の要件を満たす者の国籍を審査し、ロシア連邦大統領が決定を下すための手続をいう。

国籍変動とは、ロシア連邦国籍の取得または喪失をいう。

居住証明書とは、無国籍者または外国人について、その身分、ロシア連邦の領域における常住許可、ならびにロシア連邦からの自由な出国およびロシア連邦への帰国の権利を証明する文書をいう。

第4条 ロシア連邦国籍の諸原則およびロシア連邦国籍を規律する規則

1. ロシア連邦国籍の諸原則およびロシア連邦国籍を規律する規則は、社会的身分、人種、民族、言語または宗教により市民的権利を制限する規定を置くことはできない。
2. ロシア連邦国籍は、その取得の原因にかかわらず、共通かつ均等なものとする。
3. ロシア連邦国民は、ロシア連邦の領域外における居住により、そのロシア連邦国籍を失わない。
4. ロシア連邦国民は、ロシア連邦国籍を変更する権利を奪われない。
5. ロシア連邦国民は、これをロシア連邦の領域外に追放し、または外

国に引き渡すことができない。

6. ロシア連邦は、その領域内に居住する無国籍者がロシア連邦国籍を取得することを奨励する。

7. ロシア連邦国籍を有すること、またはかつてソ連邦国籍を有していたことは、当該国籍の保有に関係する事実が生じた時に施行されていたロシア連邦、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国もしくはソ連邦の法的文書、またはこれらの締結した国際条約により認定する。

第5条 ロシア連邦国民

ロシア連邦国民とは、以下の者をいう。

- a) この連邦的法律が施行された日に、ロシア連邦国籍を有する者。
- b) この連邦的法律によりロシア連邦国籍を取得した者。

第6条 重国籍

1. 他国籍を有するロシア連邦国民は、ロシア連邦の締結した国際条約または連邦的法律に別段の旨が規定された場合を除き、ロシア連邦においては、もっぱらロシア連邦国民とみなされる。

2. ロシア連邦国民による他国籍の取得は、ロシア連邦国籍の喪失をもたらさない。

第7条 ロシア連邦の領域外にあるロシア連邦国民の保護および庇護の付与

1. ロシア連邦の領域外にあるロシア連邦国民は、ロシア連邦の保護および庇護を受けるものとする。

2. ロシア連邦の国家機関、ロシア連邦の領域外に駐在するロシア連邦の外交代表部および領事機関、これらの外交代表部および領事機関の職員は、ロシア連邦憲法、連邦憲法的法律、連邦的法律、一般に承認された国際法の諸原則および準則、ロシア連邦の締結した国際条約、ロシア連邦国民が居住または滞在する国の法律および規則に定められたあらゆる権利を、ロシア連邦国民が完全に行使する機会、ならびにこれらの権利および法により守られるべき利益を保護される機会を保障されるように助力する義務を負う。

第8条 ロシア連邦国籍と婚姻

1. ロシア連邦国民とロシア連邦国籍を有しない者との婚姻の挙行または解消は、これらの者の国籍を変動させないものとする。

2. 一方配偶者の国籍の変動は、他方配偶者の国籍を変動させないものとする。

3. 婚姻の解消は、かかる婚姻から生まれた子、または夫婦と養子縁組をした子の国籍を変動させないものとする。

第9条 子の国籍

1. 子の国籍は、父母の一方または双方がロシア連邦国籍を取得もしくは喪失するときは、この連邦的法律により保持または変動されるものとする。

2. 14歳以上18歳未満の子のロシア連邦国籍の取得または喪失は、子の同意を要する。

3. ロシア連邦国籍の喪失に伴い、子が無国籍となるときは、子はロシア連邦国籍を失わないものとする。

4. 親権を剥奪された父母の国籍が変動するときは、子の国籍は変動しないものとする。子の国籍が変動するときは、親権を剥奪された父母の同意を要しない。

第10条 ロシア連邦国籍を証明する文書

ロシア連邦国民としての身分証明書、またはその者の国籍を記載した他の公的文書は、ロシア連邦国籍を証明する文書とする。いかなる公的文書がロシア連邦国民としての身分を証明するのかは、連邦的法律により定める。

第2章 ロシア連邦国籍の取得

第11条 ロシア連邦国籍の取得原因

ロシア連邦国籍は、以下の原因により取得される。

- a) 出生
- b) ロシア連邦国籍の許可
- c) ロシア連邦国籍の回復
- d) この連邦的法律またはロシア連邦の締結した国際条約に規定されたその他の原因

第12条 出生によるロシア連邦国籍の取得

1. 子は、出生の時に以下の要件を満たすときは、ロシア連邦国籍を取

得する。

a) 父母の双方または父子関係が確認されていない子の母がロシア連邦国籍を有すること（子の出生地を問わない）。

b) 父母の一方がロシア連邦国籍を有し、他方が無国籍者であるか、失踪宣告を受けたか、または現にその所在が不明であること（子の出生地を問わない）。

c) 父母の一方がロシア連邦国籍を有し、他方が外国人であるときは、子がロシア連邦の領域内で生まれたか、またはロシア連邦国籍を取得しなければ、無国籍となること。

d) ロシア連邦の領域内に居住する父母が外国人または無国籍者であるときは、ロシア連邦の領域内で生まれた子に対し、父母の本国が国籍を付与しないこと。

2. ロシア連邦の領域内にあり、父母がともに知れない子は、その発見の日から6か月以内に父母が判明しないときは、ロシア連邦国民とする。

第13条 一般的手続によるロシア連邦国籍の許可

1. 外国人および無国籍者で18歳に達し、かつ行為能力を有するものは、以下の要件を満たすときは、一般的手続によりロシア連邦国籍の許可申請書を提出する権利を有する。

a) 次項に規定された場合を除き、居住証明書の取得日からロシア連邦国籍の許可申請書の提出日まで、引き続き5年間、ロシア連邦の領域内に居住していること。ロシア連邦の領域内における居住期間は、その者が1年間に3か月を超えない範囲においてロシア連邦の領域から出たときは、中断しなかったものとみなす。

b) ロシア連邦の憲法および法令の遵守を宣誓したこと。

c) 合法的な生計手段を有すること。

d) 他国籍の放棄申請書を当該国の所轄機関に提出したこと。ただし、ロシア連邦の締結した国際条約もしくは連邦的法律により別段の旨が定められているか、またはその者の責めに帰すべからざる事由により不可能であるときは、他国籍の放棄は要しない。

e) ロシア語に堪能であること。ロシア語能力の判定規則は、ロシア連邦国籍の審査規則に関する規定において定める。

2. 前項 a) にいうロシア連邦の領域内における居住期間は、以下のい

ずれかの事由に該当するときは、1年で足りるものとする。

- a) ロシア・ソビエト連邦社会主義国の領域内で生まれ、かつてソ連邦国籍を有していたこと。
- b) ロシア連邦国民との婚姻が3年以上続いていること。
- c) 就労不能にして、18歳に達し、かつロシア連邦国籍を有する子息があること。
- e) 科学、技術および文化の分野において顕著な業績があるか、またはロシア連邦の利益を代表する職業もしくは資格を有すること。
- f) ロシア連邦の領域内への政治的亡命が認められたこと。
- g) 連邦的法律に定められた規則により難民と認定されたこと。

3. ロシア連邦に対し特別な功績を有する者は、第1項に定められた要件を満たさない場合といえども、ロシア連邦国籍を許可することができる。

第14条 簡易手続によるロシア連邦国籍の許可

1. 外国人および無国籍者で18歳に達し、かつ行為能力を有するものは、この連邦的法律の第13条第1項a)に定められた要件を満たさない場合といえども、以下の要件を満たすときは、簡易手続によりロシア連邦国籍の許可申請書を提出する権利を有する。

- a) ロシア連邦国籍を有する就労不能の親があること。
- b) かつてソ連邦国籍を有し、ソ連邦の構成国に居住していたか、または居住しているが、かかる国の国籍を取得しなかったために、無国籍となっていること。

2. 外国人または無国籍者である子および行為無能力者は、この連邦的法律の第13条第1項に定められた要件を満たさない場合といえども、以下の要件を満たすときは、簡易手続によりロシア連邦国籍の許可申請書を提出する権利を有する。

- a) 父母の一方がロシア連邦国籍を有する子について、当該親が子のロシア連邦国籍の許可を申請し、他方の親が同意すること。ただし、子がロシア連邦の領域内に居住するときは、かかる同意を要しない。
- b) 父子関係が確認されていない子の母がロシア連邦国籍を有する場合において、母の申請があること。
- c) 後見もしくは保佐に服する子または行為無能力者については、ロシ

ア連邦国籍を有する後見人または保佐人の申請があること。

第15条 ロシア連邦国籍の回復

かつてロシア連邦国籍を有していた外国人および無国籍者は、この連邦的法律の第13条第1項によりロシア連邦国籍を回復することができる。ただし、これらの者のロシア連邦領域内における居住期間は、3年で足りるものとする。

第16条 ロシア連邦国籍の許可および回復に関する申請の却下事由

ロシア連邦国籍の許可および回復に関する申請は、以下の者によりなされたときは却下される。

- a) ロシア連邦の体制基盤の暴力的変更を主張するか、またはその他の行為によりロシア連邦の安全を脅かす者。
- b) ロシア連邦国籍の許可および回復に関する申請日より前の5年間に、連邦的法律によりロシア連邦の領域外に退去させられた者。
- c) 偽造文書を行使したか、または故意に虚偽の情報を申述した者。
- d) ロシア連邦の締結した国際条約に別段の定めがない限り、外国の軍務に就くか、または外国の安全保障機関もしくは公安機関に勤務した者。
- e) 連邦的法律により故意犯とされる行為をロシア連邦の領域内または領域外において実行したことにより、いまだ取消または撤回されていない前科がある者。
- f) 連邦的法律により訴追されるべき犯罪について、ロシア連邦または外国の所轄機関によって訴追されている者（裁判所の判決または決定の前）。
- g) 連邦的法律により訴追されるべき行為について、有罪判決が下され、自由剥奪刑に服する者（刑期満了前）。
- h) ロシア連邦国籍の許可申請の日において、またはロシア連邦の領域内に引き続き居住する5年間に、合法的な生計手段を有しない者。ただし、ロシア連邦国籍の許可の要件としてのロシア連邦の領域内における居住期間について、この連邦的法律に別段の定めがあるときは、この期間内とする。

第17条 ロシア連邦の領域変更に伴う国籍の選択

ロシア連邦の締結した国際条約により、ロシア連邦の領域が変更されるときは、帰属先の国家が変更される領域の居住者は、かかる国際条約

により定められた手続および期間にしたがい、国籍を選択する権利を有する。

第3章 ロシア連邦国籍の喪失

第18条 ロシア連邦国籍の喪失原因

ロシア連邦国籍は、以下の原因により喪失する。

- a) ロシア連邦国籍の離脱
- b) この連邦的法律またはロシア連邦の締結した国際条約に定められたその他の原因

第19条 ロシア連邦国籍の離脱

1. ロシア連邦の領域内に居住する者によるロシア連邦国籍の離脱は、この連邦的法律の第20条に定められた場合を除き、その者の自由意思により一般的手続にもとづき行うことができる。
2. 外国の領域内に居住する者によるロシア連邦国籍の離脱は、この連邦的法律の第20条に定められた場合を除き、その者の自由意思により簡易手続にもとづき行うことができる。
3. 父母の一方がロシア連邦国籍を有し、かつ他方が外国人である場合、または父子関係が確認されていない子の母が外国人である場合における子のロシア連邦国籍の離脱は、それぞれ父母の申請または母の申請により簡易手続にもとづき行うことができる。

第20条 ロシア連邦国籍の離脱の拒否事由

ロシア連邦国民が以下の事由に該当するときは、ロシア連邦国籍の離脱は認められない。

- a) 連邦的法律に定められたロシア連邦に対する債務の不履行があること。
- b) ロシア連邦の所轄機関により刑事事件の被疑者として告訴されているか、または有罪判決が確定し、その執行が必要とされていること。
- c) 現に他国籍を有せず、かつそれ取得する保証もないこと。

第21条 ロシア連邦の領域変更に伴う他国籍の選択（国籍選択権）

ロシア連邦の締結した国際条約により、ロシア連邦の領域が変更されるときは、帰属先の国家が変更される領域に居住するロシア連邦国民は、

かかる国際条約により定められた要件にしたがい、国籍を保持するか、または変更する権利を有する。

第4章 ロシア連邦国籍に関する決定の取消

第22条 ロシア連邦国籍に関する決定の取消原因

ロシア連邦国籍の取得または喪失に関する決定は、申請者が提出した偽造の文書または故意の虚偽情報にもとづくと判断されたときは、取り消さなければならない。偽造の文書の行使または故意の虚偽情報の申述という事実は、裁判によって認定されるものとする。

第23条 ロシア連邦国籍に関する決定の取消手続および取消の効果

1. ロシア連邦国籍に関する決定の取消は、ロシア連邦大統領、ロシア連邦国籍を所轄し、かつ当該決定をなした機関、またはその他の所轄機関によって行われる。
2. ロシア連邦国籍に関する決定は、この連邦的法律の第22条により取り消されたときは、当該決定がなされた日から無効であったとみなす。

第5章 父母、後見人または保佐人の国籍変動に伴う子および行為無能力者の国籍

第24条 父母のロシア連邦国籍の取得または喪失に伴う子の国籍の変動

1. 父母の双方または父子関係が確認されていない子の母がロシア連邦国籍を取得したときは、子はロシア連邦国籍を取得する。
2. 父母の双方または父子関係が確認されていない子の母がロシア連邦国籍を失うときは、子は、自らが無国籍者とならない限り、ロシア連邦国籍を失う。

第25条 父母の一方のロシア連邦国籍の取得または喪失に伴う子の国籍

1. 他国籍を有する父母の一方がロシア連邦国籍を取得するときは、ロシア連邦の領域内に居住する子は、ロシア連邦国籍を取得する親の申請により、ロシア連邦国籍を取得できる。
2. 他国籍を有する父母の一方がロシア連邦国籍を取得するときは、ロシア連邦の領域外に居住する子は、父母の双方の申請により、ロシア連

邦国籍を取得できる。

3. 他国籍を有する父母の一方がロシア連邦国籍を取得する場合において、他方が無国籍者であるときは、子は、ロシア連邦国籍を取得する親の申請により、ロシア連邦国籍を取得できる。

4. 無国籍者である父母の一方がロシア連邦国籍を取得する場合において、他方が他国籍を有するときは、子は、父母の双方の申請により、ロシア連邦国籍を取得できる。

5. 父母の一方がロシア連邦国籍を失う場合において、他方がロシア連邦国民のままであるときは、子は、ロシア連邦国籍を保持する。子のロシア連邦国籍は、ロシア連邦国民である親が書面で同意するときは、子が無国籍者とならない限り、父母の一方のロシア連邦国籍の喪失に伴い、喪失させることができる。

第26条 養子縁組に伴う子の国籍

1. ロシア連邦国民である子は、外国人の夫婦または単身者との養子縁組があっても、ロシア連邦国籍を保持する。外国人の夫婦または単身者によって養子縁組された子のロシア連邦国籍は、自らが無国籍者とならない限り、養父母または単身の養親の申請により、一般的手続にもとづき喪失させることができる。

2. 単身のロシア連邦国民、ともにロシア連邦国民である夫婦、または一方がロシア連邦国民であり、他方が無国籍者である夫婦によって養子縁組された子は、子の居住地にかかわらず、ロシア連邦国民である養親の申請により、養子縁組の日からロシア連邦国籍を取得するものとする。

3. 一方がロシア連邦国民であり、他方が他国籍を有する夫婦によって養子縁組された子は、子の居住地にかかわらず、養父母の双方の申請により、簡易手続にもとづきロシア連邦国籍を取得できる。

4. 前項の場合において、養子縁組の日から1年以内に養父母の申請がないが、子および養父母がロシア連邦の領域内に居住しているときは、子は、養子縁組の日からロシア連邦国籍を取得するものとする。

第27条 後見または保佐に服する子および行為無能力者の国籍

1. ロシア連邦国民の後見または保佐に服する子および行為無能力者は、後見人または保佐人の申請により、簡易手続にもとづきロシア連邦国籍

を取得するものとする。

2. ロシア連邦の養護施設、治療施設、住民社会保護施設もしくはその他同様の施設において国家の完全な後見に服する子または行為無能力者は、収容施設の長の申請により、簡易手続にもとづきロシア連邦国籍を取得するものとする。

3. ロシア連邦国籍を取得する外国人の後見または保佐に服する子および行為無能力者は、かかる外国人とともに、その申請により、ロシア連邦国籍を取得できる。

4. ロシア連邦国民であり、かつ外国人の後見または保佐に服する子および行為無能力者は、ロシア連邦国籍を保持する。

第6章 ロシア連邦国籍を所轄する機関

第28条 ロシア連邦国籍を所轄する機関

1. ロシア連邦国籍を所轄する機関は、以下のとおりとする。

ロシア連邦大統領

内政を所轄する連邦の行政機関およびその地方機関

外交を所轄する連邦の行政機関、ならびにロシア連邦の領域外に駐在するロシア連邦の外交代表部および領事機関

2. ロシア連邦国籍を所轄する機関の権限は、この連邦的法律により定めるものとする。

第29条 ロシア連邦大統領の権限

1. ロシア連邦大統領は、以下の事項を決定する。

a) この連邦的法律の第13条による一般的手続にもとづくロシア連邦国籍の許可

b) この連邦的法律の第15条による一般的手続にもとづくロシア連邦国籍の回復

c) この連邦的法律の第19条第1項および第26条第1項による一般的手続にもとづくロシア連邦国籍の離脱

d) この連邦的法律の第23条によるロシア連邦国籍に関する決定の取消

2. ロシア連邦大統領は、ロシア連邦国籍の審査手続に関する規定を承

認する。

3. ロシア連邦大統領は、この連邦的法律の施行について、ロシア連邦国籍を所轄する機関相互の機能の調和および連携を確保する。

4. ロシア連邦大統領は、ロシア連邦国籍に関する大統領令を公布する。

5. この連邦的法律の第16条 a) および g) に定められた事由があるときは、ロシア連邦大統領は、この連邦的法律の第13条ないし第15条により、例外的に外国人または無国籍者のロシア連邦国籍の許可または回復を審査する権限を有する。

第30条 内政を所轄する連邦の行政機関およびその地方機関の権限

内政を所轄する連邦の行政機関およびその地方機関は、以下の権限を行使する。

a) ロシア連邦の領域内に居住する者がロシア連邦国籍を有することの認定

b) ロシア連邦の領域内に居住する者からのロシア連邦国籍に関する申請書の受理

c) ロシア連邦国籍に関する事実および申請を裏づけるために提出された文書を審査し、かつ必要があるときは、当該国家機関に対し補足の資料を請求すること。

d) この連邦的法律の第29条第1項に定められた事項について、ロシア連邦国籍に関する申請書、申請を裏づけるために提出された文書およびその他の資料、ならびに当該申請に関する意見書、証明書および資料をロシア連邦大統領に提出すること。

e) ロシア連邦の領域内に居住する者のロシア連邦国籍について、ロシア連邦大統領が下した決定を執行すること。

f) ロシア連邦の領域内に居住する者が提出したロシア連邦国籍に関する申請書を審査し、かつこの連邦的法律の第14条、第19条第3項および第26条第3項により簡易手続にもとづくロシア連邦国籍の許可に関する決定を下すこと。

g) 内政を所轄する連邦の行政機関またはその地方機関によって、国籍の変動に関する決定を下された者の登録をすること。

h) この連邦的法律の第12条第2項、第26条第2項および第4項によるロシア連邦国籍を認定すること。

i) この連邦的法律の第23条によりロシア連邦国籍に関する決定の取消をすること。

第31条 外交を所轄する連邦の行政機関、ならびにロシア連邦の領域外に駐在するロシア連邦の外交代表部および領事機関の権限

外交を所轄する連邦の行政機関、ならびにロシア連邦の領域外に駐在するロシア連邦の外交代表部および領事機関の権限は、以下のとおりである。

a) ロシア連邦の領域外に居住する者がロシア連邦国籍を有することの認定

b) ロシア連邦の領域外に居住する者からのロシア連邦国籍に関する申請書の受理

c) ロシア連邦国籍に関する事実および申請を裏づけるために提出された文書を審査し、かつ必要があるときは、当該国家機関に対し補足の資料を請求すること。

d) この連邦的法律の第29条第1項に定められた事項について、ロシア連邦国籍に関する申請書、申請を裏づけるために提出された文書およびその他の資料、ならびに当該申請に関する意見書、証明書および資料をロシア連邦大統領に提出すること。

e) ロシア連邦の領域外に居住する者のロシア連邦国籍について、ロシア連邦大統領が下した決定を執行すること。

f) ロシア連邦の領域外に居住する者が提出したロシア連邦国籍に関する申請書を審査し、かつこの連邦的法律の第14条、第19条第2項および第3項ならびに第26条第3項により簡易手続にもとづくロシア連邦国籍の許可に関する決定を下すこと。

g) ロシア連邦の領域外に駐在するロシア連邦の外交代表部および領事機関によって、国籍の変動に関する決定を下された者の登録をすること。

h) この連邦的法律の第26条第2項によるロシア連邦国籍を認定すること。

i) この連邦的法律の第23条によりロシア連邦国籍に関する決定の取消をすること。

第7章 ロシア連邦国籍に関する手続

第32条 ロシア連邦国籍に関する申請手続

1. ロシア連邦国籍に関する申請書は、申請者の居住地に応じて、以下の機関に提出するものとする。

a) ロシア連邦の領域内に居住する者については、内政を所轄する連邦の行政機関の地方機関

b) ロシア連邦の領域外に居住し、ロシア連邦の領域内に住所を有しない者については、ロシア連邦の領域外に駐在するロシア連邦の外交代表部または領事機関

2. 申請書は、申請者が自ら持参するものとする。

3. 文書で証明された例外的事情により、申請者が申請書を自ら持参できないときは、申請書および必要書類は、審査のために第三者を介して交付されるか、または郵送することができる。この場合、申請書の署名が真正であること、および申請書の添付書類が原本と一致することは、公正証書により認証されるものとする。

4. 子または行為無能力者の国籍変動に関する申請書は、父母またはその他の法定代理人によって提出されるものとする。

第33条 ロシア連邦国籍に関する申請書の作成要領

1. ロシア連邦国籍に関する申請は、所定の様式にしたがった書面によってなされるものとする。申請者本人が署名したことは、申請書を受理したロシア連邦国籍を所轄する機関の職員によって認定されるものとする。

2. 申請者が文盲または身体的欠陥のために申請書に署名できないときは、申請書の署名は、申請者の依頼を受けた他の者によってなされ、その署名が真正であることは、公正証書により認証されるものとする。かかる申請者がロシア連邦の領域外にいるときは、ロシア連邦の領域外に駐在するロシア連邦の外交代表部または領事機関の職員が申請書に署名するものとする。

3. この連邦的法律に規定されたロシア連邦国籍の取得または喪失に対する利害関係者の同意は、書面でなされ、かかる者の署名が真正であることは、公正証書により認証されるものとする。ロシア連邦の領域外に居住する者の署名が真正であることは、ロシア連邦の領域外に駐在する

ロシア連邦の外交代表部または領事機関の職員によって認定されるものとする。

4. 申請書の様式、申請書の記載事項および必要書類は、ロシア連邦国籍の取得または喪失の原因に応じて、ロシア連邦大統領により承認されたロシア連邦国籍の審査手続に関する規則によって定められるものとする。

第34条 国家手数料および領事手数料の徴収

1. ロシア連邦国籍の許可、回復または離脱に関する申請書の提出、ならびにロシア連邦の領域内にいる利害関係者の申請によるロシア連邦国籍の認定については、ロシア連邦の法令に定められた手続により、国家手数料が徴収され、ロシア連邦の領域外では、領事手数料が徴収されるものとする。

2. この連邦的法律の第16条および第20条に規定された事由により、ロシア連邦国籍に関する申請が却下されたときは、国家手数料および領事手数料は返還されないものとする。

第35条 ロシア連邦国籍に関する決定の手続および期限

1. ロシア連邦国籍に関する一般的手続による決定は、ロシア連邦大統領によって下されるものとする。

2. 一般的手続によるロシア連邦国籍に関する申請書の審査およびロシア連邦国籍の許可に関する決定は、所定の様式で作成された申請書およびすべての必要書類の提出日から1年以内になされるものとする。

3. ロシア連邦国籍に関する簡易手続による決定は、以下の機関によって下されるものとする。

内政を所轄する連邦の行政機関およびその地方機関

外交を所轄する連邦の行政機関、ならびにロシア連邦の領域外に駐在するロシア連邦の外交代表部および領事機関

4. 簡易手続によるロシア連邦国籍に関する申請書の審査およびロシア連邦国籍の許可に関する決定は、所定の様式で作成された申請書およびすべての必要書類の提出日から6か月以内になされるものとする。

5. ロシア連邦国籍に関する決定は、かかる決定が下された理由を記載した書面によりなされるものとする。

第36条 ロシア連邦国籍に関する再申請の受理

1. ロシア連邦国籍に関する決定が下された者は、かかる決定が下された日から1年を経過したときは、再びロシア連邦国籍に関する申請書を提出する権利を有する。

2. 申請者が現に知らなかったか、または知りえなかった事実があるときは、前項に定められた期間の前といえども、再申請を受理することができる。

第37条 ロシア連邦国籍の取得日ないし喪失日

1. ロシア連邦国籍は、以下の日から取得される。

この連邦的法律の第12条によるときは、子の出生の日。

この連邦的法律の第26条第2項および第4項によるときは、子の養子縁組の日。

その他の場合は、ロシア連邦国籍を所轄する機関が当該の決定を下した日。

2. ロシア連邦国籍の喪失は、ロシア連邦国籍を所轄する機関が当該の決定を下した日から、その効力を生じるものとする。

第38条 ロシア連邦国籍に関する決定の実施

1. ロシア連邦国籍を所轄し、かつロシア連邦国籍に関する申請書を受理した機関は、その決定を利害関係者に通知し、かつ決定書を交付するものとする。

2. 内政を所轄する連邦の行政機関、外交を所轄する連邦の行政機関は、ロシア連邦国籍に関する決定の実施を監督し、かつロシア連邦大統領により承認されたロシア連邦国籍の審査手続に関する規則に定められた期間内に、ロシア連邦大統領に対し、当該の実施について報告するものとする。

第8章 ロシア連邦国籍を所轄する機関の決定およびその職員の行為に対する不服の申立

第39条 ロシア連邦国籍に関する決定に対する不服の申立

ロシア連邦国籍に関する申請について、ロシア連邦国籍を所轄する機関のなした却下の決定に対しては、ロシア連邦の法令に定められた手続により、裁判所に不服の申立をすることができる。

第40条 ロシア連邦国籍を所轄する機関の職員の行為に対する不服の申立

ロシア連邦国籍に関する申請書の審査の拒否および実施方法、ならびにロシア連邦国籍を所轄する機関の職員によるロシア連邦国籍に関する決定の実施手続への違反行為に対しては、服務規則により上級職員または裁判所に不服の申立をすることができる。

第41条 子および行為無能力者の国籍に関する紛争解決

子または行為無能力者の国籍に関する父母の間および親と後见人または保佐人の間の紛争は、子または行為無能力者の利益を考慮し、裁判手続により解決されるものとする。

第9章 最終規定

第42条 ロシア連邦国籍について従前の法令にもとづき交付された文書の効力

ロシア連邦国籍について従前の法令にもとづき交付された文書は、それらが適切な形式で作成されているときは、法的効力を維持し、かつこの連邦的法律の施行日において有効とみなされる。

第43条 この連邦的法律の施行前に審査のため受理されたロシア連邦国籍に関する申請書の審査手続

1. この連邦的法律の施行前に審査のため受理されたロシア連邦国籍に関する申請書の審査、およびかかる申請書に関する決定は、次項に規定された場合を除き、この連邦的法律にしたがって実施されるものとする。
2. この連邦的法律よりも有利なロシア連邦国籍の取得または喪失の手続がロシア連邦の連邦的法律「ロシア連邦国籍の件」により定められているときは、前項に規定された申請書の審査および申請書に関する決定は、かかる連邦的法律に定められた手続にしたがって実施されるものとする。

第44条 この連邦的法律と他の規範的法的文書の調整

1. 以下の規範的法的文書は、この連邦的法律の施行日から廃止されたものとみなす。

1981年6月29日のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国最高会議幹部

会令「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国国籍の許可手続の件」（ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国最高会議官報1981年第26号903頁）

1981年6月29日のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国最高会議幹部会令「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国国籍の許可に関連する問題のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国最高会議幹部会令における審査手続に関する規則の承認の件」

1981年7月8日のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国法『ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国国籍の許可手続の件』ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国最高会議幹部会令の承認の件」（ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国最高会議官報1981年第28号982頁）

1991年11月28日のロシア連邦の連邦的法律第1948-I号（ロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦最高会議官報1992年第6号243頁）。ただし、ロシア連邦国籍に関する申請書がこの連邦的法律の施行前に審査のため受理された者について、この連邦的法律よりも有利なロシア連邦国籍の取得または喪失の手続を規定した同法第18条 a）ないし c）、第19条第3項、第20条および第41条を除く。

1993年6月17日のロシア連邦の連邦的法律第5206-I号「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国法『ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国国籍の件』の追加改正規定の件」の第2項ないし第4項、第7項ないし第18項（ロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦最高会議官報1993年第29号1112頁）

1995年2月6日の連邦的法律第13-FZ号「ロシア連邦の連邦的法律『ロシア連邦国籍の件』の改正規定の件」（ロシア連邦法令集1995年第7号496頁）

1999年5月24日の連邦的法律第99-FZ号「在外同胞に関するロシア連邦の国家政策の件」の第11条（ロシア連邦法令集1999年第22号2670頁）
2. ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府は、この連邦的法律の施行日から6か月以内に、各種の規範的法的文書をこの連邦的法律に調和させなければならない。

第45条 この連邦的法律の施行日

この連邦的法律は、2002年7月1日から施行する。

ロシア連邦大統領 V. プーチン